

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う認定制度の特例措置

新型コロナウイルス感染症拡大により、本学会の認定制度に関わる研修活動にも多くの支障が生じています。この状況を鑑み、本学会運営委員会では、以下の特例措置をとることを決定しました。

1. 日本精神分析学会認定精神療法医・日本精神分析学会認定心理療法士認定審査規定「第9条(1) 臨床経験ならびに個人スーパービジョン」について

2020年3月から2021年3月末までの期間については、ビデオ通信システムでの個人スーパービジョンを「規定する個人スーパービジョン」に含め、その回数を総計に算入できるものとする。

同期間に行われた、ビデオ通信システムでの精神分析的な精神療法・心理療法については、すでに対面で行われておりこの期間ビデオ通信システムに移行した症例・事例にかぎり、臨床経験として認める。

2. 日本精神分析学会認定研修グループ認定審査規定について

2020年3月から2021年3月末までの期間については、ビデオ通信システムでの症例・事例検討会および系統講義を活動実績として認める。

以上

認定制度委員長

平井正三